

該当箇所	意見
<p>P. 21</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(2) MVNOとMNOとの間の関係</p> <p>2) 事業者間接続による場合</p> <p>イ. 二種指定事業者の接続に係る規律</p> <p>脚注 42</p>	<p>データ接続料はMVNOのコストの大半を占め、接続料水準が大幅に上昇等するといった場合は、MVNOの経営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体の接続料として算定する場合と4G・5G（NSA方式）のみを接続料として算定する場合の影響について（第89回）接続料の算定等に関する研究会にて、検証頂いたことについて、感謝申し上げます。</p> <p>検証の結果、特段の問題等が生じない見込みであることを確認頂き、また、2026年度接続料においては、4G・5G（NSA方式）のみ接続料と比べて5G（SA方式）を一体として算定する接続料の水準が低額となっていることを確認頂いたことから、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）に係る費用及び需要を一体として算定を行うことについて賛同いたします。</p>
<p>P. 24, 25, 28</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(2) MVNOとMNOとの間の関係</p> <p>2) 事業者間接続による場合</p> <p>イ. 二種指定事業者の接続に係る規律</p>	<p>5G（SA方式）時代においてMVNOがMNOと同等の競争力を持つために、接続料の算定に当たっては、恣意的な費用計上・配賦や需要の算定がなされないよう適切かつ共通的な考え方をを用いることが、適正性確保の観点から重要であると考えます。</p> <p>今般の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦の考え方の見直しについては、MNO各社の算定方法の共通化に繋がり、接続料の適正性の向上に資するものと認識しております。</p> <p>この点、固定資産価額比の算出及び営業費用の配賦にあたって、共通的な配賦基準が示されたことについて賛同いたします。</p>
<p>P. 51, 52</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(4) その他</p> <p>5) 利用者数の報告</p>	<p>「① 料金の支払いを要するものについては、前年度における1か月当たりの利用者数の平均が、900万以上の場合」、「②料金の支払いを要しないものについては、前年度における1か月当たりの利用者数の平均が、450万以上の場合」に当該利用者数の平均を年度終了後1か月以内にMVNOが総務大臣へ報告する旨が追加されておりますが、電気通信事業報告規則第2条第3項および第4項に照らすと閾値が異なっており、修正する必要があると考えます。</p> <p>【修正内容】</p> <p>① : 900万以上 ⇒ 450万以上</p> <p>② : 450万以上 ⇒ 900万以上</p>

以上